

14. 2イ-792

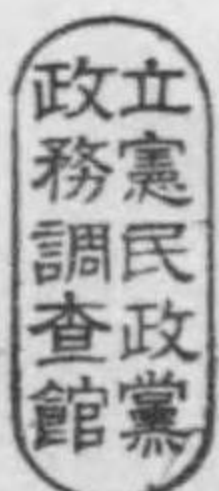


1200600853358

積雪地方農村經濟調查所
報告第一三號

昭和十一年五月

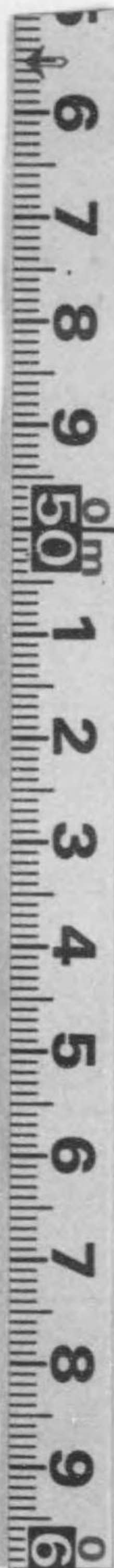
雪害調查要綱



11. 6. 1

叢 A
117

積雪地方農村經濟調查所



始



目次

第一	序	一
第一	雪害の意義	一
第二	雪害の調査方法	二
一、	災害調査	二
(一)	調査方法	二
(二)	評価方法	二
(三)	調査項目及其の算定方法	三
(四)	調査様式	四
二、	不利益調査	四
(一)	標準町村及標準農家選定方針	五
(二)	調査方法	六
(イ)	町村に於ける不利益調査	六
(ロ)	町村に於ける農山漁家経済調査	六
(ハ)	集計整理	九
第三	雪害調査表(市町村に於ける災害調査)	九
第四	雪害調査表説明(市町村に於ける災害調査)	一六



I種
W



1200600853358

序

積雪地方に於ける農村及農家疲弊の重大原因が雪害に深く根ざしてゐることは異論のない所であつて現在までの各道縣の雪害調査によると一道縣當り損害額は毎年數百萬圓以上に達し、その調査方法には問題があるとしても實に容易ならぬ負擔となつてゐることが推測される。昔から年々この雪害を蒙りつゝ如何にして今日までよくこれに堪へ來つたのであらうか、生産増殖等による収入増加によつて補ひ得たのであるか、否寧ろ低き生活、負債、滯納等としての轉嫁によつてのみ堪へ來つたものではないか、從來雪害に就いて確固たる調査がなく、又その調査方法も各道縣區々として一定して居らなかつた關係上雪害が農村及農家の社會及經濟生活上に如何に重大なる影響を及ぼしつゝあるかを一般社會は勿論、現に雪害を蒙りつゝある農村農家自体が未だよく認識してゐない有様である。

そこで之等の雪害について一定の確固たる方法によつて調査を行ひ具体的に、計數的に雪害の實態を明白ならしめ、積雪地方農村及農家をして雪害が如何に毎年甚大なる慘害と不利益を繰返さしめつゝあるか、又それによつて如何に怖るべき壓迫が年々農村及農家經

済に加へられつゝあるかを自覺せしめると同時に、雪害に對して如何なる防除方法を講ずべきかを考究しこの調査を其の對策樹立の基本資料たらしめる必要がある。仍て本所はこの雪害調査の統一を圖る爲先づ雪害調査方法に關する草案を作成し、それに對する積雪地方各道縣及本省各關係局課の意見を求め、其の意見を參酌して更に右草案を修正して本要綱の原案を作成し、本年四月十七日より三日間本所に於て北海道、東北、北陸の積雪地方一道十縣雪害調査協議會を開催し、他の積雪地方諸縣及本省關係局課並大藏、文部、鐵道、逓信各省關係官臨席の下に本所の原案に基き討議を行ひたる結果本要綱を決議するに至つたものであつて、今後の雪害調査は専ら本要綱に基き施行することに決定した次第である。

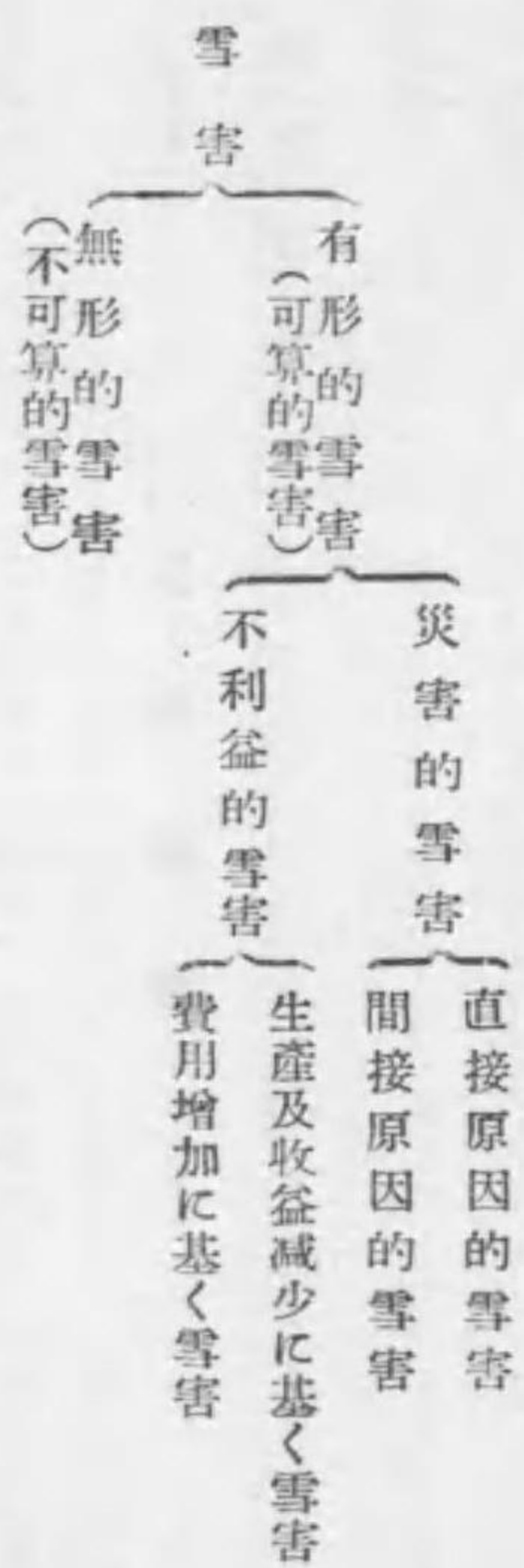
昭和十一年五月

積雪地方農村經濟調査所

第一 雪害の意義

雪害の語は積雪地方に於ては一般に廣義に使用せられつゝあるが茲に於ても其の一般的解釋に従ふこととし左の定義を下した。

「雪害とは雪の爲被る災害及び不利益を謂ふ」
雪害を分類すれば左の如くである。



有形的雪害とは被害又は損失が有形的であつて且つ損害額が金額を以て算出し得るものを謂ふ。

無形的雪害とは被害又は損失が無形的であつて且つ損害額が金額を以て算出し得ざるものを謂ふ。例へば精神的苦痛の如きである。

災害的雪害とは雪が有形物の本來の状態を變化せしめ經濟的損失を與ふる場合即災害を謂ふ。之を其の原因により直接的雪害と間接原因的雪害との二者に區別す前者は雪が雪害の直接原因即主因又は動因となる場合にして後者は雪が雪害の間接原因即誘因又は素因となるに止まり、雪害の直接原因即主因又は動因は他にある場合を謂ふ。

不利益の雪害とは雪の爲物の本來の状態は變化せざるも而も經濟的不利益を蒙る場合を謂ふ。之を其の性質により生産及收益の減少に基く雪害と費用増加に基く雪害との二者に區別す。前者は雪の爲生産又は收益が減少せしめらるゝ不利益にして後者は雪の爲に生産費又は生計費の如き費用が増加せしめらるゝ不利益を謂ふ。

第二 雪害調査方法

雪害調査は之を災害調査(災害的雪害の調査)と不利益調査(不利益的雪害の調査)の二つに分つて行ふ。

一、災害調査

(一) 調査方法

災害調査は積雪地方一道十縣全体に亘り施行する。而して調査は市町村毎に一定の調査様式(第三調査表参照)により行ひ道縣に報告する、道縣は市町村に屬せない道縣の調査を之に併せ規程様式によつて郡別集計整理をして本所に報告する。

(二) 評價方法

災害調査は災害的雪害の各項目について左の評價方法の内適當な方法によつて其の被害額を算定する。

(イ) 時價評價(市價評價)最も客觀性あり、原則として採用すべきものである。即次の算式による。

被害額 = 被害物の被害前時價 - 其の物の被害後の時價

但し時價なきも類推時價によること可能なれば其の類推時價による。又特殊事情により被害前時價客觀性少なき時は最近三ヶ年の平均時價による。

(ロ) 費用價評價 市價(時價)なきものは時價評價不能につき費用價評價による。

被害額 = 被害時迄に要せし諸費用計 × 被害率……(立毛の場合)

被害額 = {調達費(生産費又は購入費の如き) - 被害時迄に終れる減價銷却費} × 被害率……固定財の場合

勿論費用中には資本利子、自家勞力見積勞賃をも含む。

(ハ) 復舊費評價 市價(時價)なく費用價算出困難なるものは復舊費を以て被害額と看做す。

被害額 = 被害前と同様の効果を収むるに要する最低費用

(ニ) 期望收益價評價 勞作農の特徴たる自家勞働力の換價を重要視し、勞働機會の減少を損失として物の損害に計算する。

被害額 = 目的成品單位當價額 × 被害なかりし場合の豫想収量 × 被害率

但し目的成品時價なきとき又は特殊事情により客觀性少なしと認めらるゝ場合は最近三ヶ年の平均時價による。

(ホ) 粗収益價評價 果樹の價格を見積る場合費用價によること困難であり、粗収益評價を行ふ習慣ある地方ではそれによる。

被害額 = 粗収益 × 粗収益價評價すべき倍數 × 被害率

但し粗収益價評價すべき倍數とはその地方の習慣として既存のものである。

(三) 調査項目及其の算定方法

但し町村並農山漁家選定の場合は地方の實狀に應じ町村數十一、農山漁家數三十三の範圍内に於て移動することを得るものとす。

六

(二) 調査方法

(イ) 町村に於ける不利益調査

標準町村の役場其他に付左記項目を調査する

- (1) 町村の負擔せる防雪費、除雪費及融雪被害防止費
- (2) 部落及各種團體に於て負擔する防雪費、除雪費及融雪被害防止費
- (3) 土木事業の工事費の増加
- (4) 冬期臨時分教場の設置費用
- (5) 冬期間學校の保温費の増加
- (6) 其他

(ロ) 町村に於ける農山漁家經濟調査

標準農山漁家に付農家經濟簿記を記帳せしめ左記項目を調査する。尙簿記様式は農林省農家經濟調査に使用せるものを成るべく準用すること。

A、農産關係

- (1) 苗代其他田畑除雪及消雪に要する費用
- (2) 稻の播種挿秧遅延に因る收量の減少

B、養蠶關係

- (1) 桑園及綠肥の除雪及消雪に要する費用
- (2) 桑園及綠肥の防雪に要する費用
- (3) 雪に因る諸病虫獸害豫防驅除藥劑費及勞力費
- (4) 春蠶掃立遅延其他による生産費の増加及收益の減少
- (5) 其他生産費の増加及收益の減少

C、畜産關係

- (1) 家畜の飼養管理費の増加
- (2) 積雪期間の増加其他雪に因る家畜使用日數の減少
- (3) 飼料作物の防雪に要する費用
- (4) 飼料作物の除雪及消雪に要する費用
- (5) 其他

D、林産關係

- (1) 防雪設備に要する費用
- (2) 造林費の増加
- (3) 積雪に因る製炭日數の減少

- (4) 積雪に因る製炭作業能率の減退
- (5) 林木利用上の損失
- (6) 其他

E、水産關係

- (1) 水産加工物の乾燥困難
- (2) 降雪に因る出漁不能
- (3) 積雪の爲に要する特別施設費
- (4) 其他

F、建築關係

- (1) 工事費の増加
- (2) 防雪費及除雪費
- (3) 修繕費の増加
- (4) 其他

G、交通關係

- (1) 運搬費の増加
- (2) 交通運輸の杜絶
- (3) 交通費の増加
- (4) 諸車使用期間の短縮

(5) 其他

H、教育關係

- (1) 冬季生徒兒童の送迎費及下宿費
- (2) 其他

I、生計關係

- (1) 冬期間に於ける被服費の増加
- (2) 冬期間に於ける光熱費の増加
- (3) 冬期間に於ける特別器具費
- (4) 積雪期交通不便に基く診療費の増加
- (5) 眼病増加に基く診療費の増加
- (6) 其他

(ハ) 集計整理

農山漁家簿記に依り道縣別及積雪量による地方別に各集計し道縣及各地方相互に比較検討すると共に各年毎に其の變動を研究し併せて積雪地方以外のそれと比較對照する。

第三 雪害調査表

雪害調査表

道 縣 市 郡 町 村

調査注意

(1) 本調査は昭和 年十一月より昭和 年五月に亘る期間に於ける降積雪、吹雪、風雪、崩雪、融雪等雪を直接間接原因とする被害に付調査すること。

(2) 本調査は雪害の内災害的被害に就いてのみ調査するもので不利益的雪害の調査は含ましめざること。

(註) 雪害 } 災害的被害
 } 不利益的被害

災害的被害とは雪が有形物の本来の状態を變化せしめ經濟的損失を與へる場合、即或る物が破壊損傷されて其の損失が經濟的に見積り得る被害である。

不利益的被害とは雪の置物の本来の状態に變化せざるとも而も經濟的不利益を被る場合、即或る物は破壊損傷せざるとも尚生産、收益の減少又は生産費、維持費等の費用の増加の損失あり、その損失が經濟的に見積り得る被害である。

(3) 調査項目は被害一般的にして且多額の見込あるものに付列挙した。故に地方特殊事情により之以外の被害で大なるものある場合は余白欄に記入すること。但し不利益的被害は混入せざること。

(4) 被害價額見積方法はよく「調査表説明」を参照し一定様式に従つて調査の割合を期すること。

(5) 調査表の各欄の意味を「調査表説明」により了解し空欄を残さざる様記入すること。但し被害物件なければその被害項目の各欄は空白とすること。

(6) 被害價額は全部圓單位に止めること。

(備考) 本調査表は市町村へ配布するものである。

1 農産関係

郡 市 町 村

被害項目	總栽培面積	被害面積						被害數量	單位價額	被害價額	備考						
		全減	七割以上	五割七割	三割五割	三割未滿	合計										
水稻の苗腐敗病に因る損害	苗代 反	苗代 反						1000把當									
大麥の冬枯に因る損害	畑						麥	石當									
小麥の冬枯に因る損害																	
枝條折損冬枯死鼠害等に因る樹木の損害							果實	10貫當									
											枝條折損冬枯死鼠害等に因る年收益減少の損害						
畑破損に因る損害							畑	反當									
計																	

- 本表記載の被害とは等の作物の本来の状態は變化せざるも而も經濟的不平衡を被る場合、即或る物は破壊損傷せざるも尙生産、收益の減少又は生産費、維持費等の費用の増加の損失あり、その損失が經濟的に見積り得る被害である。
- (3) 調査項目は被害一般的にして且多額の見込あるものに付列挙した。故に地方特殊事情により之以外の被害で大なるものある場合は余白欄に記入すること。但し不利益の被害は混入せざること。
 - (4) 被害價額見積方法はよく「調査説明」を参照し一定様式に従つて調査の劃一を期すること。
 - (5) 調査表の各欄の意味を「調査説明」により了解し空欄を残さざる様記入すること。但し被害物件なければその被害項目の各欄は空白とすること。
 - (6) 被害價額は全部圓單位に止めること。
- (備考) 本調査表は市町村へ配布するものである。

1 農産関係

郡市 町村

被害項目	栽培積	被害面積						被害數量	單位當被害價額	被害價額	備考
		全減	七以上	五割七割	三割五割	三割未滿	合計				
水稻の苗腐敗病に因る損害	苗代 反	苗代 反						苗 反	100把當	円	
大麥の冬枯に因る損害							麥 石	石當	円		
小麥の冬枯に因る損害											
其他麥類の冬枯に因る損害											
紫雲英の冬枯に因る損害							生草 種子	100實當 石當			
菜種の冬枯に因る損害											
花卉類の枝條折損冬枯現鼠害等に因る損害							果實 本・實・反	10實當			
櫻	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						果實 反當	10實當			
桃	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						果實 反當	10實當			
日	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						果實 反當	10實當			
本	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						柳 反當	反當			
梨	柳破損に因る損害						果實 10實當	10實當			
西	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						柳 反當	反當			
洋	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						柳 反當	反當			
梨	柳破損に因る損害						果實 10實當	10實當			
準	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						果實 反當	反當			
果	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						果實 10實當	10實當			
柿	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						果實 反當	反當			
柿	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						果實 10實當	10實當			
桃	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						果實 反當	反當			
葡萄	枝條折損冬枯現鼠害等に因る年収益減少の損害						果實 10實當	10實當			
葡萄	枝條折損冬枯現鼠害等に因る						柳 反當	反當			
葡萄	柳破損に因る損害										
計											

2 養蠶關係

郡市 町村

被害項目	總栽面積	被害桑園面積					被害數量	單位當被害額	被害價額	備考
		全減	七割以上	五割七割	三割一五割	三未割				
桑の枝條折損兎鼠害冬季葉脱落冬枯爛枯病等に因る桑葉感収の損害	反	反	反	反	反	反	繭	反當	円	
桑の枝條折損兎鼠害冬枯爛枯病等に因る樹木の損害							繭	100貫當	円	
桑園線肥の冬枯に因る損害							繭			
計										

3 耕地關係

被害項目	被害箇所數	被害面積又は間數	平均單位當被害額	被害價額	備考
田の崩壊又は埋没等に因る損害	箇所	反	反當	円	
畑の崩壊又は埋没等に因る損害		反	間當		
畦畔の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		
水路の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		
井堰埋門樋管等の破損		間	間當		
溜池の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		
堤塘の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		
農道の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		
其他工事物の崩壊又は埋没等に因る損害		間	間當		名稱
計					

4 畜産関係

郡市 町村

被害項目	總飼育數	被害頭數	被害割合	平均一頭當額	家畜被害價額に因る被害價額	醫療費額	被害價額	備考
家畜及畜舎に因る損害	頭	頭	%	円	円	円	円	
家畜骨軟症に因る損害								
家畜消化器病に因る損害								
小計								
被害項目	被害個所數	被害數量	平均被害單位當額	被害價額	被害價額	備考		
牧舎其他設備破壊に因る損害		個所	個當	円	円			
牧舎の木柵土疊及牧道等の破壊に因る損害		メートル	メートル當	円	円			
野乾草腐敗に因る損害		乾草	担當	円	円			
幼駒育成設備の破壊に因る損害			個當					
小計								
計								

5 水産関係

被害項目	被害數量	平均被害單位當額	被害價額	備考
養殖魚類斃死に因る損害	買	買當	円	
養殖貝類斃死に因る損害	買		円	
養殖藻類枯死に因る損害	買	一個當		
漁船の破壊飄沈沈没等に因る損害	艘			
漁業設備に及漁具の破壊	艘			
漁失等に因る損害	艘			
養魚池冬圍池破壊に因る損害	個			
計				



8 建物関係

郡市

町村

被害項目	被害棟数	平均一棟当額	被害価額	備考
住家の倒壊に因る損害				
非住家の倒壊に因る損害		円	円	
住家の破損に因る損害				
非住家の破損に因る損害				
計				

9 総計

総計被害価額 (1-8)	円
-----------------	---

(参考) 人の死傷

項目 人	死者			死者			死傷者計 人
	崩雪に因る	吹雪に因る	其他に因る	崩雪に因る	吹雪に因る	其他に因る	
人数	人	人	人	人	人	人	人

第四 調査表説明

一、農産関係及養蠶関係

(一) 水稻の苗腐敗病に因る損害

苗代に融雪水等の冷水が掛り腐敗病発生せし場合に苗の枯死せる損害を云ふ。苗代除雪に要する費用消毒薬劑費、挿秧遅延に因る損害等は之に含ましめない。

- (1) 總栽培面積欄には總苗代面積を記入する。
- (2) 被害面積は被害のあつた苗代の面積であつて被害の程度によつて表の如く五階段に分ち夫々記入する。
- (3) 被害數量は被害の爲減少するであらう苗の數量であつて苗把數を以て表す。
- (4) 單位當被害價額は苗一〇〇把當りの費用價であつて例へば苗一〇〇把を作るに一圓を要する場合は單價一圓とする如し。

- (註) 苗の費用價は苗を仕立上げるまでに要した費用であつて種籽代肥料代勞賃(自家勞賃を含む)地代等の合計である。
- (5) 被害價額は次式によつて算出する。

$$\text{被害價額} = 100 \text{把當費用價} \times \frac{\text{被害見積減少把數}}{100 \text{把}}$$

- (二) (イ) 大 麥
(ロ) 小 麥 } 冬枯に因る損害

(ハ) 其他麥類
(ニ) 茶種

以上各種作物の雪腐、菌核、寒枯等に因る收穫減少の損害である。病虫害豫防薬劑費勞力費等は含まれない。

- (1) 總栽培面積は夫々被害作物の作付總面積である。
- (2) 被害面積は夫々被害作物の被害のあつた面積であつて表の如く被害の程度によつて五階段に分ち記入する。
- (3) 被害數量は期望收益價評價に従ひ目的生産物たる麥又は茶種の減少するであらう收穫量の見積り石數である。
- (4) 單位當被害價額は麥又は茶種一石當りの價額である。例へば小麥一石十五圓とする如くである。
- (5) 被害價額は次の算式によつて算出する

$$\text{被害價額} = \text{一石當價額} \times \text{被害見積り收穫石數}$$

- (三) (イ) 紫雲英の冬枯に因る損害
(ロ) 桑園綠肥の冬枯に因る損害

紫雲英又は桑園綠肥の冬期積雪下にあつて菌核病等に侵され枯死し收穫減少する場合の損害を云ふ。

- (1) 總栽培面積は同綠肥總栽培面積である。
- (2) 被害面積は被害のあつた同綠肥栽培面積であつて其の被害の程度により表の如く五階段に分ち記入する。
- (3) 被害數量は被害の爲減收するであらう同綠肥の生草貫數である。
- (4) 單位當被害價額は生草一〇〇貫當り價額(類推時價)であつて例へば紫雲英生草一〇〇貫一圓とする如くである。
- (5) 被害價額は次式によつて算出する。

$$\text{被害價額} = \text{生草 100 貫當價額} \times \frac{\text{被害見積り收穫生草貫數}}{100 \text{ 貫}}$$

- (四) 花卉類の枝條折損、冬枯、兎害等に因る損害

主として販賣用盆栽類、球根等の被害を意味する。

- (1) 總栽培面積は花卉栽培面積の總計である。栽培面積なきものは空欄とし被害數量欄以下に記入する。
- (2) 被害面積は被害のあつた栽培面積であつて被害の程度によつて表の如く五階段に分ち記入する。
- (3) 被害數量欄には栽培面積なきもの、被害本數、被害貫數等を記入する。
- (4) 單位當被害價額は被害面積反當、一本當、一貫當の價額(時價又は類推時價)である。
- (5) 被害價額は單位當被害價額に被害反數、本數、貫數を乗ず。

(五) (イ) 櫻桃

(ロ) 日本梨

(ハ) 西洋梨

(ニ) 苹果

(ホ) 柿

(ヘ) 桃

(ト) 葡萄

枝條の折損、冬枯、兎鼠害等に因る年收益減少の損害

(チ) 桑の枝條折損、兎鼠害、冬芽脱落、冬枯、胴枯病等に因る年收葉量減少の損害。

(註) 其の年の收穫は前年に於て翌年の收穫の爲に既に投じた肥料代勞賃(自家勞賃を含む)等の價値の再現と看做し(勿論其

の年春期未投の費用も含むのであるが勞作農に於てはその未投も既投と見得る部分が多い。その再現が雪の爲に不可能になつた損害で樹木の損害の外にあると考へられる、その損害を年収益減少又は年收穫量減少の損害として評價されなければならぬ。

以上永年作物（木本類）の枝條の被害は先づ其の年の收穫の減少として期望収益評價をなす。枝吊し、雪掘り等の費用は不利益的被害として此の調査に含ましめない。

- (1) 總裁培面積は果樹園又は桑園の總面積である。
- (2) 被害面積は被書のおつた果樹園、桑園の面積であつて被害の程度により表の如く五階段に分ち記入する。
- (3) 被害數量は果樹園にあつては、期望収益たる其の年に於ける果實收穫高の見積減收貫數である。桑園にあつては桑樹被害による其の年の桑葉減收は桑葉減少の損失のみならず、延いて勞働機會の減少として農家に損失を與へるであらうから全部繭の減收として評價する。即被害數量は被害のおつた桑園の桑葉の減收量（主として春蠶期のみ減收である）を以て生産し得られる繭の貫數である。例へば一七貫の桑葉から繭一貫匁生産出來るとすれば桑葉三四、〇〇〇貫の減收見込であれば二、〇〇〇貫の繭の被害數量である。
- (4) 單位當被害價額は被害のおつた果樹一〇貫に對する價額又は繭一貫匁の價額である。
- (5) 被害價額は次の算式によつて算出する。

$$\begin{aligned} \text{果樹 被害價額} &= \text{果實10貫當價額} \times \frac{\text{被害見積減收貫數}}{10貫匁} \\ \text{桑園 被害價額} &= \text{繭一貫匁當價額} \times \text{被害見積減收繭貫數} \end{aligned}$$

(六)

- (イ) 櫻桃
- (ロ) 日本梨
- (ハ) 西洋梨
- (ニ) 苹果
- (ホ) 柿
- (ヘ) 桃
- (ト) 葡萄

枝條折損冬枯兎鼠害等に因る樹木の損害

(チ) 桑の枝條折損兎鼠害、胴枯病等に因る樹木の損害。

(註) 其の年の収益に關係なく樹木の價値の減少を見積るのである。それは結局樹木の損失が一年のみならず數ヶ年に亘り收穫を減少せしめる場合で其の數ヶ年の損失の内其の翌年以後の損害の合計を意味する。故に一ヶ年で恢復する様な輕微な被害は前項目年収益減少の損害のみで樹木の損害はなかつたと見る。

此の項目に含まれるものは被害數ヶ年に亘る大損害のおつた結果期の果樹、收葉期に入つた桑樹及び全部の育成期中果樹、桑樹である。

- (1) 總裁培面積は果樹園、桑園面積である。
- (2) 被害面積は當該被害のおつた果樹園又は桑園の面積で夫々被害程度によつて表の如く五階段に分ち記入する。
- (3) 單位當被害價額は果樹園又は桑園一反當被害價額であつて次式により(4)被害價額算出後計算する。

$$\text{單位當被害價額} = \frac{\text{全被害價額}}{\text{被害面積(反數)}}$$

(4) 被害價額は各被害果樹園又は桑園の各被害價額の合計である。各果樹園又は桑園の樹木被害價額は育成期中のもの
の費用價評價、結果期收穫期のものは費用價評價又は粗収益價評價による。

(A) 育成期中果樹桑樹被害評價……費用價評價

例 第一年費用 苗木、肥料、勞力、支柱、藥劑、地代、資本利子等……六〇圓
第二年費用 肥料、勞力、藥劑、地代、資本利子等……四〇圓

此の果樹園の果樹(桑園の桑樹)の費用價は計一〇〇圓である。今若し三割の被害があつたとすれば
 $100圓 \times 0.3 = 30圓$ 三〇圓の被害となる。

(B) 結果期果樹、收穫期桑樹……費用價又は粗収益價評價

(例一) 費用價評價の場合 結果期(結果期とは年收益が年費用を超過する程度の生産がある様になつた期間)の
始めの費用價又は桑樹の收穫期始めの費用價(育成期間中の苗木、藥劑、勞力、肥料、地代、資本利子、諸
材料等の諸費用計)……四八〇圓
樹木の減價銷却費の終つた分……四八圓

四八〇圓を結果期二〇ケ年に按分し一ケ年二四圓 二ケ年分四八圓
被害時に於ける果樹又は桑樹の價値(費用價)は四三二圓、今被害率三割の場合は一二九、六圓の被害である。

$$432圓 \times 0.3 = 129.6圓$$

(例二) 粗収益價評價の場合當該地方に於て年粗収益の三倍を以て樹木の價額と見る習慣のある場合は其方法で
樹木の價値を評價する。例へば年粗収益二〇〇圓(年生産果實又は桑葉の價額)の場合三割の被害あれば……
 $200圓 \times 3 \times 0.3 = 180圓$ の被害である。

(七)

- (イ) 日本梨
 - (ロ) 西洋梨
 - (ハ) 葡萄
- } 棚破損に因る損害

棚の破損は雪なき場合でもある様な經常的な小修繕の對象となる破損は此の損害に含ましめない。茲では雪壓による
大損害を意味するのである。

- (1) 總裁培面積欄には總棚面積を記入する。
- (2) 被害面積は棚破損のあつた面積であつて其の被害程度によつて表の如く五階段に分ち夫々記入する。
- (3) 被害數量は棚破損のあつた果樹園數即棚の數である。
- (4) 單位當被害價額は反當被害價額で次式によつて算出する。

$$\text{反當被害價額} = \frac{\text{各個被害價額合計}}{\text{被害面積(反數)}}$$

(5) 被害價額は個々被害棚の損害合計である。
個々の棚損害は次の様に見積る。

- (A) 復舊費にて見積る場合、被害のあつた棚を被害前と同様のものに復舊するに要する費用である。
- (B) 費用價にて見積る場合、被害のあつた棚の費用價(材料費、勞力費、資本利子等の合計より終つた減價銷却
費を差引く)に被害率を乗ず。

(例) 二〇〇圓の費用を要した棚は減價銷却費四ケ年分四〇圓(棚二〇ケ年維持するとせば二〇〇圓を二〇ケ年
間に接分して一ケ年一〇圓)終つたとすれば棚の現在價は一六〇圓である。今三割の被害があつたとすれば

二、耕地關係

(一) 田畑の崩壊又は埋没等に因る損害

田畑の崩壊は田畑が崩れて面積が少なくなつたり、形や傾斜の變つたり、土質が變つたりして田畑の價值が減少した場合、田畑の埋没は田畑の上方にある山林、田畑其他の土地が崩壊して其の土砂、砂礫で埋れて使用出来なくなり、價值が減少する場合である。又融雪水に因る洪水の爲、田畑の流失又は崩壊する場合は勿論含まれる。但し霜柱や其他による小修理を要する様な經常的な小さいものは不利益調査に譲り此の災害調査には含ましめない。

- (1) 被害個所数は崩壊又は埋没のあつた個所数である。
- (2) 被害面積は崩壊又は埋没のあつた面積である。
- (3) 平均單位當被害價は(4)被害價額算出後次式の如く算出する。

$$\text{平均反當被害價額} = \frac{\text{個々被害價額合計}}{\text{被害面積(反數)}}$$

- (4) 被害價額は各被害田畑の損害額の合計である。各田畑の被害額は復舊可能なものは復舊費により、復舊不能のものは時價評價によつて被害前後の時價差を被害額と見る。即ち各田畑の損害見積は

$$\text{被害價額} = \text{被害前と同様のものに復舊するに要する費用}$$

$$\text{被害價額} = \text{被害前時價} - \text{被害後時價}$$

(二) (イ) 畦 畔

(ロ) 水 路
(ハ) 溜 池
(ニ) 堤 塘
(ホ) 農 道

の崩壊又は埋没等に因る損害

(ヘ) 井堰、樋門、樋管等の破壊又は埋没等に因る損害

何れも霜柱の崩壊其他經常的小規模の破損は不利益調査に譲り茲には含ましめない。崩雪又は融雪水に因る大破損のみを調査記入する。

- (1) 被害個所数は被害のあつた場所の數である。
- (2) 被害間數は被害物の被害のあつた長さを間數を以て表す。但し(ハ)(ヘ)は本欄を除く。
- (3) 平均單位(間)當被害價額は全被害價額の算出の基礎となつた間當の被害價額である。若し全被害價額を各個の被害を合計したものである場合は被害價額を被害間數にて除して得た商が平均間當被害價額である。

$$\text{平均單位當(間當)被害價額} = \frac{\text{各個被害價額合計}}{\text{被害間數}}$$

- (4) 被害價額は各個被害額の合計である。各個被害價額は復舊費による。又間當復舊費に被害間數を乗するも可。
復舊費 = 被害前と同様の効果を收むるに要する最低費用

(三) 其他工作物の破壊埋没等に因る損害

水揚ポンプ、水揚水車等耕地關係工作物の被害を云ふ。被害、個數平均單位當被害價額、被害價額等夫々前例によつ

て記入する。

三、畜産関係

(一) (イ) 家畜の負傷及び斃死等に因る損害

(ロ) 家畜の骨軟症に因る損害

(ハ) 家畜の消化器病に因る損害

家畜の負傷及び斃死は崩雪の爲又は氷雪上歩行中の負傷及び斃死等である。

家畜骨軟症は主として馬の骨軟症である。

家畜消化器病は雪を直接間接原因とする消化器病である。

(1) 飼育総頭数 被害家畜の飼育総頭数で大家畜(牛馬)小家畜(羊豚)其他(兎鶏)等區別して記入する必要がある。

(2) 被害頭数 被害のあつた頭数であつて種類別は上例に依る。

(3) 被害頭数割合は夫々被害頭数を飼育総頭数で除して算出す。

(4) 平均一頭當被害價額は全被害家畜一頭當り平均被害價額であるから家畜減價に因る被害價額を被害頭数で除して算出するか又は被害價額算出の基礎となつた一頭當被害價額である。

(5) 家畜減價による被害價額は各個被害家畜の減價被害額の合計又は平均一頭當減價被害價額に被害頭数を乗じたものである。各家畜減價被害價額は被害前時價より被害後時價を差引たる残額である。

家畜減價による被害價額 = 各家畜被害價額の合計

又は
$$\frac{\text{全 全}}{\text{上}} = \frac{\text{平均一頭當減價被害價額}}{\text{被害頭数}} \times \text{被害頭数}$$

各家畜被害價額 = 被害前時價 - 被害後時價

(6) 醫療費額は家畜が負傷、骨軟症、又は消化器病で治療をなした場合の費用は損害であつて此の費用たる診察料、藥代等が醫療費である。勿論醫療費を以て家畜の價值減少を防止し得た場合に於てはその被害は醫療費のみであつて家畜減價による被害はなかつた事になる。

(7) 合計被害額は家畜減價による被害價額と醫療費額との合計である。

(二) (イ) 牧舎其の他の設備破壊に因る損害

(ロ) 牧舎の木柵土壘及び牧道の破壊に因る損害

(ハ) 幼駒育成設備の破壊に因る損害

(イ)は住屋に附屬する厩舎以外の牧舎其の他の設備で主として牧場、放牧場の建物それに附屬する家畜の水呑場其の他の設備を指す。

(ロ)は牧野の木柵、土壘、牧道の(ハ)は幼駒育成設備の破壊に因る損害である。

此等の損害は経常的な小損失は除き崩雪又は積雪に因る大損害(大破壊)を意味する。

(1) 被害個所数は被害のあつた場所の數である。

(2) 被害數量は牧舎の棟數其の他設備の個數、牧野木柵、土壘、牧道のメートル數を以て表す。

(3) 平均單位當被害價額は被害數量單位例へば一棟當、一個當、一米當の被害價額である。

平均單位當被害價額 = $\frac{\text{各個被害價額合計}}{\text{被害數量}}$

(4) 被害價額は個々被害價額の合計である。又平均單位當被害價額を推定してそれに被害數量を乗じて算出するも可、個々の被害は復舊費によるか、復舊不能のものは費用價評價即費用を以てそのものゝ現在價と看做して被害によつて減少した價額を被害價額となす。即ち次式の如く算出する。

被害價額 = 各個被害物の被害價額の合計

全上 = 平均單位當被害價額 × 被害數量

各個被害價額 = 被害前と同様の効果を収むるに要する最低費用

全上 = 被害前時價 - 被害後時價

(三) 野乾草腐敗に因る損害

野乾草が早期積雪の爲收納不可能となり積雪下で腐敗する損害である。

- (1) 被害數量は腐敗した野乾草の重量で疋を以て表す。
- (2) 平均單位當被害價額は野乾草疋當り(又は一〇〇疋當)の價額である。
- (3) 被害價額は腐敗した野乾草の價額であつて平均單位當被害價額に被害數量を乗ず。
被害價額 = 平均單位當被害價額 × 被害數量

四、水産關係

- (一) (イ) 養殖魚類斃死に因る損害
- (ロ) 養殖貝類斃死に因る損害

(ハ) 養殖藻類の枯死に因る損害

養殖に非ざる魚貝藻類死滅に因る損害は之等の項目には加へず唯養殖せるものゝみを調査する。

- (1) 被害數量は魚貝藻類の死滅貫數を云ふ。
 - (2) 平均單位當被害價額は被害物貫當價額(市價)である。
 - (3) 被害價額は平均單位當被害價額に被害數量を乗ず。
- (二) (イ) 漁船の破壊顛覆沈没等に因る損害
- (ロ) 漁業設備及漁具の破壊流失等に因る損害
- (ハ) 養魚池冬圍池破壊に因る損害
- 漁業設備とは網干場設備、船納屋住屋に附屬せざる網納屋、水産加工場等の總てを含む。
- (1) 被害數量は被害漁船數、被害漁具數、被害設備數等である。
 - (2) 平均單位當被害價額は被害數量單位即一箇當の平均價額である。
 - (3) 被害價額は各個價額の合計又は單位當被害價額に被害數量を乗じたものである各個被害價額は時價の減少額復舊可能なものは復舊費による。

五、林産關係

- (一) (イ) 針葉樹林
 - (ロ) 闊葉樹林
 - (ハ) 針闊混淆林
- 挫折轉伏兎鼠害等に因る損害

(ニ) 桐 樹

(ホ) 樹 苗

(ヘ) 幼 齡 林

(ト) 竹林の折損に因る損害

夫々森林の伐期近きもの及中齡林を含ましめ幼齡林のみは區分する積雪崩雪の爲の造林撫育費の増加は此の調査に含ま
しめない尙道縣有林國有林御料林の被害は之に含まず。

(1) 被害面積は被害のあつた夫々森林、桐畑、苗圃、竹林及幼齡林の區域面積(反)である。

(2) 被害數量は被害林木の材積(石數)である但し竹林に於ては束數を以て表す、苗圃幼齡林は數量欄を除く

(註) 一石は十立方尺一才は〇、一二石である。

(3) 平均單位當被害價額は一石當一束當の價額(時價)である苗圃及幼齡林に於ては一反當被害價額である反當被害
價額は費用價(被害時迄に要した全費用)又は時價による。

(4) 被害價額は平均單位當被害價額(石・束當)に被害石數、被害面積又は被害束數を乗す。

(二) (イ) 炭窯の破損に因る損害

(ロ) 炭小屋、出小屋の破損に因る損害

(1) 被害數量は破損せる炭窯、炭小屋出小屋の數である。

(2) 平均單位當被害價額は一窯一小屋の損害價額窯、小屋の價額は夫れを造るに要した全費用合計である。

(3) 被害價額は單位當被害價額に被害窯數、被害小屋棟數を乗す。

(三) (イ) 林地の崩壊又は地之に因る損害

(ロ) 荒廢林地復舊設備の破損に因る損害

(イ)は林地の損害であつて林地上の林木の損害は林木の損害として本項目には含ましめない唯林地の價値の減少に伴
ふ損害のみを指す。

(ロ)荒廢林地復舊設備の破損は經濟上の價値減少は僅少でも公安上復舊を要する場合其の復舊費は損害である。

(1) 被害個所數は被害のあつた場所の數である。

(2) 被害面積は被害のあつた場所の面積(反)である。

(3) 平均單位當被害價額は反當被害價額である。

(4) 被害價額は反當被害價額に被害面積(反)を乗す又は各個被害の合計である各個被害は次の如し。

各個被害 = 被害前の時價 - 被害後の時價

各個被害 = 被害前と同様なものに復舊するに要する費用

(四) (イ) 軌道の破損に因る損害

(ロ) 林道の破損に因る損害

(ハ) 橋梁(林道)の破損に因る損害

(1) 被害個所數は被害のあつた場所數である

(2) 被害數量は被害のあつた間數である

(3) 平均單位當被害價額は被害一間當被害價額である

(4) 被害價額は個々被害價額の合計又は間當被害價額に被害間數を乗す各個被害價額は復舊費による。

六、土木關係

三一

(イ) 道路の缺壞に因る損害

(ロ) 橋梁の破壞に因る損害

(ハ) 堤防護岸の決潰に因る損害

道路の中には農道林道及道縣國道を含ます其の他の道路を指す破壊決潰缺壞は經常的な修理に過ぎない小損害は不利益調査に入れて茲には含まされず崩雪、積雪、融雪水の爲に被る大損害を意味する。

- (1) 被害箇所数は被害のあつた場所数である。
- (2) 被害米數は被害のあつた長さで米を以て表す。
- (3) 平均單位當被害價額は被害一米當損害價額である。
- (4) 被害價額は各被害の合計である又は單位當被害價額に被害米數を乗じて算出する各個被害は復舊費を以て評價する。

七、建築關係

(イ) 住家の倒壞に因る損害

(ロ) 非住家の倒壞に因る損害

(ハ) 住家の破損に因る損害

(ニ) 非住家の破損に因る損害

民家市町村有建物の積雪崩雪等による大破損又は倒壞等による損害であつて經常的な屋根の破損又は雪圍費、雪下し費

等は不利益調査に入るから茲には含まされぬ勿論村の學校役場社寺建物を含む住家は人の住居する建物、非住家は納屋、倉庫、分離畜舎、物置等個人の建物又は學校、役場、集會所、社寺等の如き公共の建物である。

- (1) 被害棟數は被害のあつた棟數である。
 - (2) 單位當損害額は一棟當の損害である。
 - (3) 被害價額は各個被害の合計又は一棟當損害額に被害棟數を乗じたものである。
- 各個被害價額は類推時價の差により復舊可能なものは復舊費による。

各個被害價額 = 被害前の時價 - 被害後の時價

各個被害價額 = 被害前と同様のものに復舊するに要する費用

八、合計

以上七つの合計被害總額である。

人の死傷 (参考)

人の雪による死傷者を死亡者と負傷者とに分つ而して死亡者負傷者共に各崩雪によるもの風雪吹雪によるもの其他雪によるもの、三者に分ち之に合計欄を加ふ崩雪による死傷は崩雪が死傷の原因となつた場合で例へば通行中崩雪に逢つたり崩雪による家屋倒壞の下敷となつて死傷する如きである。

風雪吹雪による死傷は風雪吹雪が死傷の原因となつた場合で例へば道に迷つて雪中に凍死するとか漁業中針路を誤つて遭難する如きである。

三三

其の他雪による死傷は崩雪風雪吹雪以外の雪による死傷で例へば積雪による家屋倒壊の下敷となつた死傷の如きである。
 尙此等死傷の中には凍傷雪眼霜焦け等は含まれない。

積雪地方農村經濟調査所
 既刊報告書目録

番 號	名	稱	刊 行 年 月
一	昭和八年度事業成績概要		昭和九年七月
二	積雪地方農山漁村經濟更生協議會要録 計畫及雪害防除に關する		同 年十一月
三	一道十縣經濟更生及副業主任官會議録		同 上
四	積雪地方農家々屋及農村共同作業場設計に關する調査		同 上
五	積雪の密度及含有物に關する調査		同 上
六	昭和九年度事業成績概要		昭和十年九月
七	昭和九年積雪調査		同 上
八	東北地方凶作に關する史的調査		同 上
九	東北地方農家經濟調査(山形縣最上郡 新庄町字中山)		同 上
一〇	融雪に關する研究		昭和十年十一月
一一	農家負債に關する調査		昭和十一年三月
一二	現金に關する農家經濟調査 (昭和九年度)		同 上
一三	雪害調査要綱		昭和十一年五月

昭和十一年五月十五日印刷
昭和十一年五月二十日發行

(非賣品)

積雪地方農村經濟調查所

山形縣西村山郡西根村一四一

印刷者 大沼清

山形縣西村山郡西根村一四一

印刷所 大沼印刷所

終

